

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------------------|-----------|------------|---|--|------------------|---|--------|
| 1 | 福祉政策課 | 沖縄県福祉人材研修センター事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 68,829,000 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会(福祉人材研修センター) | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県社会福祉協議会は、社会福祉法第93条の規定に基づき、沖縄県福祉人材センターとして沖縄県知事の指定を受けており、契約の相手方が特定されているため。 | 特命随意契約 |
| 2 | 福祉政策課 | 地域生活定着支援事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 23,554,000 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県社会福祉協議会は、離島を含めた全県的な活動が可能であり、市町村社協への指導助言等を通じて構築された関係機関とのネットワークにより総合的な支援体制が確保されており、そのような団体は同協議会以外にない。 | 特命随意契約 |
| 3 | 福祉政策課 | 平成31年度沖縄県民生委員活動活性化事業 | 平成31年4月1日 | 20,653,142 | 沖縄県民生委員活動活性化事業受託コンソーシアム ①公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 ②特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく | ①沖縄県那覇市泉崎2丁目105番18号官公労共済会館5階 ②沖縄県那覇市壺屋1-7-5民衆ビル4階 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は、平成29年度から平成31年度までの3年間、民生委員活動への一貫した支援を行うものであり、平成29年度は各単位民児協及び各民生委員へのアンケート調査及びヒアリングの実施・分析を行い、平成30年度は分析によって得られた課題を基にモデル地区(8地区)支援を行った。 本年度についても、同地区等への継続した支援及びその他民生委員活性化のための切れ目のない取組が必要であることから平成30年度に同事業を受託している「沖縄県民生委員活動活性化事業受託コンソーシアム」と引き続き契約を行った。 | 特命随意契約 |
| 4 | 福祉施策課 | 令和元年度沖縄県喀痰吸引等研修登録研修機関参入促進事業業務委託 | 令和元年6月14日 | 8,007,000 | 一般社団法人 kukuuru 代表理事 鈴木 恵 | 那覇市金城4丁目1-1 レジデンスタカラ2F | 第167条の2第1項第2号 | 委託事業の内容が価格以外の体制や関係機関との連携体制等を重視する必要があったため、企画提案コンペにより選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|-------------------------|-----------|-------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------|--|--------|
| 5 | 保護・援護課 | 援護システムサービス提供に関する契約 | 平成31年4月1日 | 1,109,376 | 三菱電機株式会社 官公システム部長 大日方 潤 | 東京都千代田区丸の内 二丁目7番3号 | 令167条の2 第1項第2号 | 厚生労働省が三菱電機株式会社と平成28年度から平成31年度(令和元年度)までの4カ年契約を行っているため、援護システムの運用上、他県及び厚生労働省との取りまとめ処理が必要となることから、本県のみが別の事業者と独自に契約を行うことができない。 | |
| 6 | 保護・援護課 | 生活困窮者自立支援事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 143,300,005 | 公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金 協会 | 沖縄県那覇市泉崎二丁目105番18号 官公労共済会館5階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を促進するものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |
| 7 | 保護・援護課 | 生活困窮者等就労準備支援事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 42,812,883 | 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 | 沖縄県那覇市泉崎二丁目105番18号 官公労共済会館5階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり就労に向けた準備が整っていない生活困窮者(被保護者を含む。)に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施するものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |
| 8 | 保護・援護課 | 沖縄県子どもの健全育成事業委託契約(南部圏域) | 平成31年4月1日 | 18,876,908 | 特定非営利活動法人珊瑚舎スコーレ | 沖縄県那覇市樋川1丁目28-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により企画提案公募を行い、困難な状況に置かれた子どもたち等への学習支援について優れた企画提案を行った事業者として特定非営利活動法人珊瑚舎スコーレを選定したところである。 当該企画提案公募では、子どもたちに対する継続的な支援を実施するため、複数年の事業計画及び見積を徴して評価、選定していることから、同団体へ委託し事業を実施する。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|------------------------------------|------------|------------|--|-------------------------|------------------|--|--------|
| 9 | 保護・援護課 | 沖縄県子どもの健全育成事業委託契約(中部圏域) | 平成31年4月1日 | 16,665,091 | 特定非営利活動法人エンカレッジ | 沖縄県中頭郡北中城村字渡口981-2 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により企画提案公募を行い、困難な状況に置かれた子どもたち等への学習支援について優れた企画提案を行った事業者として特定非営利活動法人エンカレッジを選定したところである。 当該企画提案公募では、子どもたちに対する継続的な支援を実施するため、複数年の事業計画及び見積を徴して評価、選定していることから、同団体へ委託し事業を実施する。 | 特命随意契約 |
| 10 | 保護・援護課 | 沖縄県子どもの健全育成事業委託契約(北部圏域) | 平成31年4月1日 | 2,930,537 | 一般社団法人教育振興会 | 沖縄県浦添市城間1丁目2番1号 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により企画提案公募を行い、困難な状況に置かれた子どもたち等への学習支援について優れた企画提案を行った事業者として一般社団法人教育振興会を選定したところである。 当該企画提案公募では、子どもたちに対する継続的な支援を実施するため、複数年の事業計画及び見積を徴して評価、選定していることから、同団体へ委託し事業を実施する。 | 特命随意契約 |
| 11 | 保護・援護課 | 生活保護等版レセプト管理システム(クラウドサービス)使用に関する契約 | 平成31年4月1日 | 2,721,600 | 富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前2-1-9 | 第167条の2第1項第2号 | 本契約の目的物である生活保護等版レセプト管理システムを納入できる業者が当該相手方のみであるため。 | 特命随意契約 |
| 12 | 保護・援護課 | WinActor導入及び運用支援業務 | 平成31年4月12日 | 1,615,680 | 株式会社NTTデータ九州 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目17番の21号 | 第167条の2第1項第2号 | RPAによる生活保護費支払い事務の効率化を推進するため、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 13 | 保護・援護課 | WinActor専用パソコン及びプログラム・プロダクト賃貸借契約 | 平成31年4月12日 | 3,499,200 | 株式会社NTTデータ九州 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目17番の21号 | 第167条の2第1項第2号 | 上記で選定した事業者によるRPA導入のために、専用のパソコン及びライセンス契約が必要となるため。 | |
| 14 | 保護・援護課 | 沖縄県生活保護システム保守業務委託 | 平成31年4月1日 | 1,879,200 | ・富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社 ・富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目1番9号 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県が使用している生活保護システムを開発した業者へ随意契約することにより、システムに関する問い合わせ対応、障害発生時における対応等、システムの運用が図られ、円滑な業務遂行に繋がるため。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--|-----------|------------|-------------------|-----------------|------------------|---|--------|
| 15 | 保護・援護課 | 平成31年度遺骨収集に関する情報の収集及び民間団体・ボランティア団体等を支援する事業に関する委託契約 | 平成31年4月1日 | 19,883,890 | 公益財団法人沖縄県平和祈念財団 | 沖縄県糸満市字摩文仁444番地 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県平和祈念財団は、国立沖縄戦没者墓苑清掃管理の受託、戦没者遺骨仮安置室の管理補助を実施していることから、遺骨帰還に関する情報収集・整理、ボランティア団体への支援及び現場における遺骨の収容、納骨等の業務を専門的かつ一元的に取り扱うことが可能であり、沖縄県における遺骨帰還事業の効率化と加速化が図られる。 | 特命随意契約 |
| 16 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度高齢者自身の取組み支援事業 | 平成31年4月1日 | 65,341,964 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | (福)沖縄県社会福祉協議会は県域における社会福祉の推進を図るため社会福祉法第110条に基づき設立された団体である。また、同協議会「いきいき長寿センター」は、県の行革プランによる2度の組織統合により平成18年4月より(福)沖縄県社会福祉協議会の一部署となっているが、もともとは平成元年に策定された国の「高齢者保健福祉推進10か年戦略」(ゴールドプラン)において『各都道府県に「明るい長寿社会推進機構」を設置し「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施する』と位置づけられたことを受け平成元年4月に県が設立した(財)沖縄県長寿社会振興財団であり、現在でも沖縄県における「明るい長寿社会推進機構」の役割を担う。 当該委託事業については、平成元年10月19日老福第187号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知により各都道府県知事に「明るい長寿社会推進機構」を推進母体として実施することが求められていることから、「いきいき長寿センター」が市町村社会福祉協議会等関係機関と連携し担っており、その要件を満たすのは当該法人以外にない。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------|-----------|-----------|-----------------------|-------------------|-------------------|--|--------|
| 17 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 7,927,200 | 琉球大学医学部附属病院 | 沖縄県西原町字上原207番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。 委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。 | 特命随意契約 |
| 18 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 3,555,164 | 医療法人タピック 宮里病院 | 沖縄県名護市字宇茂佐1763番地2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。 委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。 | 特命随意契約 |
| 19 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 3,555,164 | 特定医療法人アガペ会 北中城若松病院 | 沖縄県北中城村字大城311番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。 委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------|-----------|-----------|------------------------|---------------------|------------------|---|--------|
| 20 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 3,555,164 | 医療法人社団輔仁会 嬉野が丘サマリヤ人病院 | 沖縄県南風原町字新川460番地 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。</p> <p>委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。</p> | 特命随意契約 |
| 21 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 3,555,164 | 社会医療法人葦の会 オリーブ山病院 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目356番地 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。</p> <p>委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。</p> | 特命随意契約 |
| 22 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 1,437,381 | 医療法人たぶの木 うむやすみやあす・ん診療所 | 沖縄県宮古島市平良字下里1477-4 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。</p> <p>委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------|-----------|------------|-----------------|------------------------------|-------------------|--|--------|
| 23 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県高齢者虐待対応力向上事業委託 | 平成31年4月1日 | 3,000,000 | 一般社団法人沖縄県社会福祉士会 | 那覇市首里石嶺町4丁目135番地1 くしばるビル207号 | 第167条の2 第1項第2号 | (一社)沖縄県社会福祉士会は、県域の社会福祉士の県内で唯一の職能団体であり、会員に地域包括支援センター勤務等、相談対応経験が豊富な社会福祉士や成年後見受任者が多く在籍している。本事業の実施にあたっては、市町村や地域包括支援センターから支援困難事例等に関する相談を直接受け、必要な助言等を行うために、市町村等に対するスーパーバイズ能力を持った者の確保が必要である。専門性と豊富な相談対応経験を有する会員が所属する(一社)沖縄県社会福祉士会がこれまでの本事業の実施の実績から委託先として唯一適当である。 | 特命随意契約 |
| 24 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県若年性認知症支援推進事業 | 平成31年4月1日 | 16,461,000 | 特定医療法人アガペ会 | 宜野湾市普天間1-9-3 | 第167条の2 第1項第2号 | 若年性認知症は、働き盛りの世代に発症するため、本人の医療的な治療だけでなく、本人や家族の生活への影響が大きく、本事業を実施するためには介護保険・障害福祉・医療などの既存の制度を熟知し、本人や家族を関係機関へと繋いでいくための専門性と組織力が必要であり、次に掲げる要件を満たす必要がある。 (1)若年性認知症に関しての理解がある。 (2)若年性認知症専門員という専門認定資格を有し、支援コーディネーターを担える職員がいる。 (3)本人交流会・家族のつどい、講演会等を開催することができる。 (4)認知症疾患医療センターと適切に連携できる。 特定医療法人アガペ会は、若年性認知症支援推進事業の委託業務となる本人交流会・家族のつどいにスタッフとして関わり、その場や講演会会場の提供、若年性認知症支援専門員がいること、認知症疾患医療センターとして指定を受け、認知症疾患に関する鑑別診断・治療・専門医療相談等、また地域保健医療・介護関係者への研修等を実施している。本事業の実施にあたっては、その事業実績を活かし、また当団体が有する知識や情報及び相談対応など各種のノウハウを活用することで効果的に事業が実施できる唯一の機関である。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|---|-----------|------------|---------------------|-----------------|-------------------|---|--------|
| 25 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県介護職員資質向上等研修事業(サービス提供責任者適正実施研修) | 平成31年4月1日 | 1,226,739 | 一般社団法人 沖縄県介護福祉士会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県介護福祉士会は、介護福祉士の資質向上を図るとともに、県民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された介護福祉士の専門職能団体であり、県内各地に協会員が多数いるため各講師予定者との連携が図りやすい。また、研修内容に関しても、日本介護福祉士がカリキュラムを定め、すでに全国17の都道府県介護福祉士会が実施している「サービス提供責任者研修」を基に実施するため、全国的に水準の保たれた質の高い研修を実施できる唯一の団体である。 | 特命随意契約 |
| 26 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県介護支援専門員資質向上研修事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 43,934,400 | 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。 同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------------------|-------------------|--|--------|
| 27 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県多職種連携ケアマネジメント研修事業 | 平成31年4月1日 | 1,150,690 | 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 28 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県主任介護支援専門員フォローアップ研修委託 | 平成31年4月1日 | 1,739,781 | 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|---------------------------------------|------------|-----------|--------------------|-----------------------|-------------------|--|--------|
| 29 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県介護福祉士キャリアパス研修支援事業(介護福祉士基本研修) | 平成31年4月10日 | 1,473,120 | 一般社団法人 沖縄県介護福祉士会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>沖縄県介護福祉士会は、介護福祉士の資質向上を図るとともに、県民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された介護福祉士の専門職能団体であり、各講師予定者との連携が図りやすい。</p> <p>また、本研修の内容に関しては、日本介護福祉士会が認定介護福祉士養成研修カリキュラムを定めており、それを基に実施するため全国的に水準の保たれた質の高い研修を実施できる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 30 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度ケアマネージャー人材育成等強化促進事業 | 平成31年4月15日 | 2,945,453 | 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|---------------------------|------------|-----------|--------------------|-----------------------|-------------------|--|--------|
| 31 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度ケアマネージャー研修体制等強化促進事業 | 平成31年4月15日 | 3,927,272 | 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|------------------------|------------|-----------|-------------------|--------------------|-------------------|---|--------|
| 32 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県看護職人材育成研修事業委託 | 平成31年4月23日 | 2,258,182 | 公益社団法人 沖縄県看護協会 | 南風原町字新川272番地 17 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)平成26年9月12日告示」に基づき、介護施設等に勤務する看護職員に高齢者ケアの知識・技術の修得、看護実践能力を向上させるための研修である。</p> <p>沖縄県看護協会は、60余年にわたり「看護の質の向上、安心して働き続けられる環境作りの推進、併せて地域のニーズに応え、人々の健康な生活の実現に寄与すること」を目的として、看護の専門職業人としてのキャリア開発を支援している団体である。当該団体は、看護職一人ひとりの看護実践能力、組織的役割遂行能力、自己教育・研究能力の維持、向上を目指して、国や県の施策とも連動した全92コースにも及ぶ研修プログラムを策定し、年間約5,000名の研修修了者を出すなど、看護職の人材育成に積極的に取り組んでいる。また、特定の看護分野において、高度な実践能力を身につけた認定看護師の育成や、離島・僻地へのインターネット配信事業の支援のほか、平成29年度は本事業を受託し、円滑な研修運営を実施した実績がある。</p> <p>このことから、沖縄県看護協会は本委託業務を円滑かつ適正に遂行できる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------|-----------|------------|--------------------|--------------------|-------------------|--|--------|
| 33 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県介護実習・普及センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 12,035,127 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>(福)沖縄県社会福祉協議会は、沖縄県における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とした団体であり、介護保険制度の円滑な推進を図るための事業、県民向けの介護実習教室や福祉ボランティア等の福祉人材の育成等を実施している。</p> <p>また、同法人は県内最高水準の介護実習室を備える沖縄県総合福祉センターの指定管理委託を受けた法人であり、施設を利用者の立場に立ちつつ効果的・効率的に運営する業務を担っており、本事業も平成15年度の事業開始初年度から継続して受託し、円滑な運営を実施した実績がある。</p> <p>このことから(福)沖縄県社会福祉協議会は本委託業務を円滑かつ適正に遂行できる唯一の団体であり、公共的団体と収益性のない契約を締結する。</p> | 特命随意契約 |
| 34 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度ちゃ〜がんじゅう体操普及推進事業委託 | 平成31年4月1日 | 4,093,000 | 公益社団法人 沖縄県老人クラブ連合会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>沖縄県老人クラブ連合会は、6地区・41市町村老連・698単位クラブで構成されており、約5万7千人の会員に対し、本委託業務を重点的かつ一体的に実施することにより、同体操の普及推進に十分な効果が期待できるものである。</p> <p>また、従来から老人クラブ活動の三大活動の一つとして「健康づくり活動」を行い、高齢者向けのスポーツや体操の指導者を養成するための講習会等を開催して普及推進を図るための活動を幅広く実施しており、本委託業務に適確に対応し得るノウハウを有している。このことから、沖縄県老人クラブ連合会は、本委託業務を円滑かつ適切に遂行できる唯一の機関である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------------|-----------|------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|---|--------|
| 35 | 高齢者福祉介護課 | 平成31年度沖縄県有料老人ホーム管理システム維持管理業務委託 | 平成31年4月1日 | 648,000 | 株式会社国建システム | 沖縄県久茂地1丁目2番20号 | 第167条の2 第1項第2号 | 委託業務の内容が、過年度整備した電算システムの維持・保守・管理であり、システム構成及び各種ソフトウェア機能の連携等の把握と密接不可分な関係にあるため、整備に携わった事業者には履行させなければ、既存システムの円滑な運用に著しい支障を生じることとなることから随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 36 | 高齢者福祉介護課 | 令和元年度沖縄県有料老人ホーム立入検査及び是正確認業務委託 | 令和元年5月21日 | 3,938,656 | 特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ | 沖縄県那覇市西2丁目4番3号 | 第167条の2 第2項 | 委託業務の内容として、①福祉サービス全般の理解、②身体的拘束等に係る手続きの把握、③介護度に応じた入居者への適切なケア知識が求められるほか、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針の熟知と過年度検査済み施設の是正状況の確認が必要であり、福祉サービス第三者評価の認証状況、介護サービス事業の公表に係る調査等の請負実績などから本業務の実現が可能な事業者が唯一特定されたことから随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 37 | 高齢者福祉介護課 | 離島高校生等に対する介護研修事業委託契約 | 令和元年5月10日 | 10,884,962 | 株式会社沖縄タイム・エージェント | 那覇市上之屋1丁目18番15号 アイワテラス2階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の法人の提案が目的適合性・実現可能性等において適切な内容となっており、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 38 | 高齢者福祉介護課 | 令和元年度沖縄県認知症介護実践者等養成事業 | 令和元年5月16日 | 10,795,208 | 一般社団法人沖縄県認知症介護指導者会 | 沖縄県南城市字つきしろ1678番地225 2階 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該「認知症介護実践者等養成事業(内訳:6研修)」に係る講師は、該当する研修を企画・立案し、講義・演習・実習を担当することができる能力を身につけるための「認知症介護指導者養成研修」を修了し、その能力を身につけた者に担わせることが適切であり、その「認知症介護指導者養成研修」を修了した者で組織される「一般社団法人沖縄県認知症介護指導者会」は、適切に事業実施できる能力を有する県内唯一の団体である。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------------|-----------|-----------|-------------------|----------------------------|-------------------|--|--------|
| 39 | 高齢者福祉介護課 | 令和元年度沖縄県介護に関する入門的研修事業 | 令和元年6月10日 | 9,598,407 | 株式会社 沖縄タイム・エージェント | 沖縄県那覇市上之屋1丁目18番15号アイワテラス2階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は目的適合性・実現可能性等において適切な内容となっており、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 40 | 高齢者福祉介護課 | 沖縄県介護保険指定事業者等管理システムデータ移行等業務委託 | 令和元年6月4日 | 2,644,920 | 株式会社 佐賀電算センター | 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務委託の主な内容が、現行システムのデータをクラウド型システム(新システム)に移行し、新システムによるサービス提供が可能な環境を整えることである。本県では、平成19年度から(株)佐賀電算センターが開発した介護保険指定事業者管理台帳システムを利用しており、今回の新システムへの移行においては、現行システムのシステム構成、各種機能及びインターフェイスの把握と密接不可分な関係にあるため、同一の者にシステムの移行を履行させなければ、システムの円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質・目的が競争入札に適しないときに該当することから(株)佐賀電算センターと随意契約とする。 | 特命随意契約 |
| 41 | 高齢者福祉介護課 | 認知症ケア・社会的関心向上事業 | 令和元年6月4日 | 2,249,150 | 株式会社 いきがいクリエーション | 沖縄県沖縄市大里2丁目7番10号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行い、2者からの応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の法人の提案が、目的適合性・実現可能性等において適切な内容となっていたことから、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|-------------------------------|-----------|-------------|--------------------|--------------------------------|------------------|--|--------|
| 42 | 青少年・子ども家庭課 | 沖縄県ひとり親家庭生活支援モデル事業業務委託契約書 | 平成31年4月1日 | 166,150,686 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、平成24年度から平成33年度までの10年間の継続事業であり、ひとり親家庭に対し生活支援を中心とした自立支援業務である。業務の性質上、支援を行っている世帯が安心して生活できるよう継続的な関係を築く必要があること、ひとり親家庭支援に実績がある団体である必要があること等から、契約の相手方が特定されるものである。 | 特命随意契約 |
| 43 | 青少年・子ども家庭課 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 平成31年4月1日 | 43,619,040 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373-1(沖縄県総合福祉センター内) | 第167条の2第1項第2号 | 母子家庭等に対して、子育て、生活、就業の各支援を行う事業で、母子家庭等の多様なニーズに対し、ワンストップかつ効果的な支援を行う。継続的な支援を行うためには、母子家庭等の支援に実績のある当団体において総合的に実施することが効果的、効率的であることから選定した。 | 特命随意契約 |
| 44 | 青少年・子ども家庭課 | 沖縄県子どもの生活・学習支援事業 | 平成31年4月1日 | 4,187,754 | 一般社団法人まちづくりうらそえ | 浦添市勢理客1丁目7番地2号 | 第167条の2第1項第2号 | 当事業は、ひとり親家庭の子どもに対し、居場所を提供し、併せて学習支援や生活支援を実施することを目的としており、生活・子育て支援、相談機能を有する母子生活支援センターなどで一体的に実施することにより、事業の相乗効果が期待できるため委託先として選定した。 | 特命随意契約 |
| 45 | 青少年・子ども家庭課 | 沖縄県子どもの生活・学習支援事業 | 平成31年4月1日 | 5,894,236 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373-2(沖縄県総合福祉センター内) | 第167条の2第1項第3号 | 当事業は、ひとり親家庭の子どもに対し、居場所を提供し、併せて学習支援や生活支援を実施することを目的としており、生活・子育て支援、相談機能を有する母子生活支援センターなどで一体的に実施することにより、事業の相乗効果が期待できるため委託先として選定した。 | 特命随意契約 |
| 46 | 青少年・子ども家庭課 | 平成31年度沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業業務委託業務 | 平成31年4月8日 | 27,591,777 | 株式会社りゅうせきビジネスサービス | 浦添市西洲2-2-3りゅうせきビル4F | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|--|------------|------------|----------------------|---------------------|-------------------|--|--------|
| 47 | 青少年・子ども家庭課 | 平成31年度沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業(認定事務局運営) | 平成31年4月1日 | 7,837,240 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番1 | 第167条の2 第1項第2号 | 受託団体は、母子及び寡婦福祉法第6条第6項の規定により設置された母子福祉団体である。長年にわたり各種支援事業を実施するなど、本県のひとり親家庭支援の中心を担っており、関係団体や市町村等との全県的なネットワークを有する。また、本事業は常時、申請受理業務が伴い、継続的な事務局を設置する必要があることから、本事業を効果的かつ的確に実施できる唯一の団体であるため。 | 特命随意契約 |
| 48 | 青少年・子ども家庭課 | 平成31年度沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業(運営体制構築・事業効果検証) | 平成31年4月23日 | 11,040,618 | 株式会社ケー・シー・エス 沖縄支社 | 沖縄県那覇市楚辺1丁目5-17 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 49 | 青少年・子ども家庭課 | 沖縄県子ども・若者総合相談センター事業業務委託 | 平成31年4月1日 | 46,767,000 | NPO法人サポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目7番40号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の中心となる相談・支援業務は、相談者と相談員の信頼関係が不可欠であり、継続した信頼関係のもとで効果的な相談・支援が可能となる。サポートセンターゆめさきは、平成26年度から本事業を受託し、困難を有する子ども・若者からの相談・支援業務を現に実施し、関係機関との連携体制も構築しつつ、センター業務の遂行に必要な技能・知識を蓄積している。 このことから、引き続き同センターを委託先とすることが、現時点で最も効果的かつ効率的であると判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 50 | 青少年・子ども家庭課 | 子ども・若者社会適応促進事業業務委託(南部) | 平成31年4月1日 | 2,500,000 | NPO法人サポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目7番40号 | 第167条の2 第1項第2号 | 厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション事業」では15歳から39歳までの若年無業者への就労・自立支援を行っており、同事業と連携を図り一体的に実施することで、社会適応から就業までワンストップの支援が可能となることから、厚生労働省の地域若者サポートステーション事業の実施団体として決定された法人等を委託先として選定した。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|------------------------|-----------|-----------|--------------------------|---------------------------|------------------|--|--------|
| 51 | 青少年・子ども家庭課 | 子ども・若者社会適応促進事業業務委託(中部) | 平成31年4月1日 | 2,500,000 | NPO法人サポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目7番40号 | 第167条の2第1項第2号 | 厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション事業」では15歳から39歳までの若年無業者への就労・自立支援を行っており、同事業と連携を図り一体的に実施することで、社会適応から就業までワンストップの支援が可能となることから、厚生労働省の地域若者サポートステーション事業の実施団体として決定された法人等を委託先として選定した。 | 特命随意契約 |
| 52 | 青少年・子ども家庭課 | 子ども・若者社会適応促進事業業務委託(北部) | 平成31年4月1日 | 2,500,000 | NPO法人ワーカーズコープ | 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル | 第167条の2第1項第2号 | 厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション事業」では15歳から39歳までの若年無業者への就労・自立支援を行っており、同事業と連携を図り一体的に実施することで、社会適応から就業までワンストップの支援が可能となることから、厚生労働省の地域若者サポートステーション事業の実施団体として決定された法人等を委託先として選定した。 | 特命随意契約 |
| 53 | 青少年・子ども家庭課 | 沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業委託業務 | 令和元年6月6日 | 8,650,108 | 株式会社近代美術・Lien cuore共同企業体 | 沖縄県島尻郡南風原町字兼城206番地 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により提案事業者を公募したところ1者からの応募があった。選定委員による審査の結果、提案事業者が契約者として適当と評価されたため、契約者として選定した。 | |
| 54 | 青少年・子ども家庭課 | 令和元年度子ども虐待防止推進事業 | 令和元年6月21日 | 5,151,520 | 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター | 沖縄県那覇市久茂地3丁目29番41-402号 | 167条の2第1項第2号 | 本事業は、児童虐待に関する現状(子どもの貧困、非行、家庭の経済不安、子どもの権利擁護、自治体の役割等)を整理し、各分野の著名な講師による講演会を開催するとともに、地域の参加者に対する「子どもへの暴力防止専門プログラム」を実施することで、効果的な児童虐待防止の広報・啓発を行う。本事業の実施に際しては、児童虐待に関する専門知識のみならず、プログラムを実施する専門資格及び児童虐待問題に取り組む全国の著名な専門家を招聘するネットワークを有する者と契約を締結する必要がある。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|-------------------------|----------|-----------|-----------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 55 | 青少年・子ども家庭課 | 家庭訪問支援員等児童相談業務担当者研修業務委託 | 令和元年6月3日 | 1,591,000 | 公益社団法人沖縄県小児保健協会 | 沖縄県南風原町字新川218番地11 | 第167条の2第1項第2号 | <p>沖縄県小児保健協会は、小児保健活動を通じて、子どもの心身の健全育成に寄与することを目的に設立された公益社団法人である。</p> <p>本委託事業は、主に乳幼児のいる家庭へ子育てサポートを行うために訪問する保健師、助産師、母子保健推進員、家庭児童相談員等を対象として専門的な研修を実施するものであるが、同協会は妊産婦や乳幼児に対する支援活動のあり方について非常に高い専門性を有している。</p> <p>また、乳幼児のいる家庭への訪問支援にあたっては、各市町村において、児童福祉担当部署と母子保健部署の連携の下、実施する必要があるが、同協会は、県との共催事業として毎年母子保健大会を開催するほか、「沖縄県母子保健推進員連絡協議会」の事務局を担う等、市町村母子保健事業への支援機能も果たしていることから、各種母子保健事業における研修事業との調整を図りつつ、効果的な研修内容の決定及び適切な講師の選任を行うことが可能である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|---------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------------------------------|-------------------|---|--------|
| 56 | 青少年・子ども家庭課 | 児童虐待対応職員等法定義務研修事業委託 | 令和元年6月21日 | 2,945,451 | 特定非営利活動法人おきなCAPセンター | 沖縄県那覇市久茂地3丁目29番41の402号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該団体は、CAP(子どもへの暴力防止)の理念や知識、技術を子どもや大人に伝え広める事業を行っている、児童虐待防止を始めとする暴力防止の分野に精通した団体である。子ども虐待等に関する全国的組織「NPO法人CAPセンター・JAPAN」が統括するCAPグループに属し、人権教育プログラムに関する専門知識や技術を備えているとともに、児童虐待問題に取り組む全国の著名な専門家を招聘するためのネットワークを有している。よって、本事業においても全国に広がるネットワークを活用し、虐待分野の第一線で活躍する講師の招聘が可能である。また、これまでに多くの研修会、講習会を開催した実績があり、事業の趣旨に沿った効果的な研修会等を企画し、円滑に運営するためのノウハウを蓄積している。併せて、那覇市要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関を担うなど、従来から積極的に市町村との連携を図っている。そのため、本事業で実施する市町村職員の専門性強化を目的とした「要保護児童対策調整機関専門職研修」において、市町村との協働の中で身に付けた視点を活かし講師選定に反映させること等により、受講者にとってより有意義な研修の組み立てが可能である。 以上のことから、当団体が本事業を適切かつ効果的に実施できる唯一の団体である。 | 特命随意契約 |
| 57 | 青少年・子ども家庭課 | 平成31年度里親研修の相互交流事業委託 | 平成31年4月1日 | 3,968,000 | (一社)沖縄県里親会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県里親会は、本県の里親施策の中心を担っている団体であり、里親に対する支援、きめ細やかな対応など当該法人の構成員(里親)を支えるための本事業の目的を遂行できる団体であることや、当該法人が実施している広報・啓発活動や交流会等の既存事業との連携による相乗効果が期待されるため、本事業の委託先として適正と考えられる。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|---------------------------|------------|-------------|--------------------|----------------------|-------------------|--|--------|
| 58 | 青少年・子ども家庭課 | 令和元年度児童養護施設職員等資質向上支援事業 | 令和元年6月21日 | 2,945,349 | 特定非営利法人おきなわCAPセンター | 那覇市久茂地3丁目29-41 402号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該団体は、CAP(子どもへの暴力防止)の理念や知識、技術を子どもや大人に伝え広める事業を行っている、人権教育プログラムに関する専門知識や技術を有する全国的な組織である。 当該団体は、児童養護施設の子どもや職員を対象としたワークショップ(CAPワークショップ)がある県内唯一の団体であり、また、児童虐待防止など暴力防止の分野に精通し、かつ研修等の規格、ノウハウを保持しているため。 | 特命随意契約 |
| 59 | 女性相談所 | 沖縄県ステップハウス運営事業業務委託契約 | 平成31年4月1日 | 8,947,900 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 事業内容から一般入札公募にはなじまず、要綱で規定する団体を選定する必要があるため、事業の目的に合致する実績がある当該団体が選定された。 | 特命随意契約 |
| 60 | 女性相談所 | 沖縄県女性相談所保安警備業務委託契約 | 平成31年4月26日 | 25,326,000 | 那覇相互警備保障株式会社 | 沖縄県那覇市鏡原町6番16号 | 第167条の2 第1項第8号 | 当該業務については、指名競争入札を実施したが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により入札において最も安価な額を提示した左記の業者と随意契約を行った。 | |
| 61 | 子ども未来政策課 | 沖縄県子育て総合支援モデル事業(中部圏域)業務委託 | 平成31年4月1日 | 118,774,497 | NPO法人 エンカレッジ | 北中城村字渡口981番地2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、生活保護世帯等の子どもに対する教育等について専門的な経験・知識のある企業・NPO法人等へ委託して実施する必要があり、また、子どもたちの支援は中長期的な観点から行う必要があること等から、NPO法人エンカレッジへ委託し事業を実施している。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方としている。なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|----------------|------------|---|------------------------------------|-------------------|--|------------|
| 62 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデル事業(南部圏 域)業務委託 | 平成31年 4月1日 | 89,263,032 | NPO法人 珊瑚舎スコー レ | 那覇市樋川1丁目28- 1-3F | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、生活保護世帯等の子どもに対する教育等について専門的な経験・知識のある企業・NPO法人等へ委託して実施する必要があるが、また、子どもたちの支援は中長期的な観点から行う必要性があること等から、NPO法人珊瑚舎スコーレへ委託し事業を実施している。これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方としている。なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 63 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデル事業(北部圏 域)業務委託 | 平成31年 4月1日 | 34,125,723 | 一般社団法人教育振興 会 | 浦添市城間1-2-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、生活保護世帯等の子どもに対する教育等について専門的な経験・知識のある企業・NPO法人等へ委託して実施する必要があるが、また、子どもたちの支援は中長期的な観点から行う必要性があること等から、一般社団法人教育振興会へ委託し事業を実施している。これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方としている。なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 64 | 子ども未来 政策課 | 子育て総合支 援モデル事業 (大学等進学促 進事業)(本島 内) | 平成31年 4月16日 | 98,185,748 | 子育て総合支援モデル 事業(本島内)コンソーシ アム ①学校法人尚学院 ②琉大セミナー | ①那覇市泊2丁目17番4 号 ②名護市宮里5-15-15 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄県内で大学等進学に係る学習支援に実績のある民間事業者及び団体等へ委託して実施することとしており、また、子どもたちの支援は中長期的な観点から行う必要性があること等から、子育て総合支援モデル事業(本島内)コンソーシアムへ委託し事業を実施している。これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方としている。なお、平成29年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|----------------|------------|--|--------------------------------|-------------------|--|-----|
| 65 | 子ども未来 政策課 | 子育て総合支 援モデル事業 (大学等進学促 進事業)(宮古 教室) | 平成31年 4月16日 | 11,529,834 | 一般社団法人教育振興 会 | 浦添市城間1-2-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の者の提案は、家庭や子どもの実情等に即した丁寧な支援内容や支援体制等に優れているなど特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 66 | 子ども未来 政策課 | 子育て総合支 援モデル事業 (大学等進学促 進事業)(石垣 教室) | 平成31年 4月16日 | 11,557,291 | 子育て総合支援モデル 事業(石垣教室)コンソー シアム ①学校法人尚学院 ②アルファ進学スクール | ①那覇市泊2丁目17番4 号 ②石垣市大川147 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の者の提案は、家庭や子どもの実情等に即した丁寧な支援内容や支援体制に優れているなど特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 67 | 子ども未来 政策課 | 離島及び広域 相談体制整備 事業 | 令和元年 5月14日 | 15,644,340 | 一般社団法人UTT | 那覇市識名2-10-5 1階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価点数の基準点を満たし、また、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 68 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(南 部商業高等学 校)」 | 平成31年 4月8日 | 10,194,495 | 株式会社アソシア | 沖縄県中頭郡北谷町字 北前1-10-8 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は支援内容、運営方法、学校との連携、配置人材等において優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|---|-----|
| 69 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(南 部工業高等学 校)」 | 平成31年 4月8日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は支援内容、運営方法、学校との連携、配置人材等において優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 70 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(名 護商工高等学 校)」 | 平成31年 4月8日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は支援内容、運営方法、学校との連携、配置人材等において優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---|---------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|---|------------|
| 71 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(真 和志高等学 校)」 | 平成31年 4月1日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成28年度から株式会社りゅうせきビジネスサービスに委託し、県立真和志高校で実施。本事業において配置する支援員により、(1)学校内において、校内各連絡会議等に学校職員の一員として参加し、学校と協働で居場所の企画・運営に当たっているほか、校内のケース会議や生徒支援委員会等に参加し、居場所で支援する生徒についての情報提供や支援計画の立案を行っている。さらに、学校の職員研修や学校行事、その他学校の取組等を支援する等、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)生徒支援においても、個々の生徒が抱える問題の程度に応じ、より深刻な悩みを抱える生徒に対しては個別に寄り添いながら支援を行い、支援内容や経過を学校と共有しながら解決に向けた方策を継続的に検討する等、生徒が悩みを相談しやすい体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実を図る計画を持つ学校側としても適切ではない。よって、本事業は当該高校の支援体制、職員組織体制、生徒支援における課題、校内規定、単位認定制度等を踏まえ協働支援を実施している前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|--|------------|
| 72 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(南 部農林高等学 校)」 | 平成31年 4月1日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきビジネスサービスに委託し、県立南部農林高校で実施。本事業において配置する支援員により、(1)学校内において、校内各連絡会議等に学校職員の一員として参加し、学校と協働で居場所の企画・運営に当たっているほか、校内のケース会議や生徒支援委員会等に参加し、居場所で支援する生徒についての情報提供や支援計画の立案を行っている。さらに、学校の職員研修や学校行事、その他学校の取組等を支援する等、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)生徒支援においても、個々の生徒が抱える問題の程度に応じ、より深刻な悩みを抱える生徒に対しては個別に寄り添いながら支援を行い、支援内容や経過を学校と共有しながら解決に向けた方策を継続的に検討する等、生徒が悩みを相談しやすい体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実を図る計画を持つ学校側としても適切ではない。よって、本事業は当該高校の支援体制、職員組織体制、生徒支援における課題、校内規定、単位認定制度等を踏まえ協働支援を実施している前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|--|------------|
| 73 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(那 覇工業高等学 校)」 | 平成31年 4月1日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきビジネスサービスに委託し、県立那覇工業高校で実施。本事業において配置する支援員により、(1)学校内において、校内各連絡会議等に学校職員の一員として参加し、学校と協働で居場所の企画・運営に当たっているほか、校内のケース会議や生徒支援委員会等に参加し、居場所で支援する生徒についての情報提供や支援計画の立案を行っている。さらに、学校の職員研修や学校行事、その他学校の取組等を支援する等、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)生徒支援においても、個々の生徒が抱える問題の程度に応じ、より深刻な悩みを抱える生徒に対しては個別に寄り添いながら支援を行い、支援内容や経過を学校と共有しながら解決に向けた方策を継続的に検討する等、生徒が悩みを相談しやすい体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実を図る計画を持つ学校側としても適切ではない。よって、本事業は当該高校の支援体制、職員組織体制、生徒支援における課題、校内規定、単位認定制度等を踏まえ協働支援を実施している前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|--|------------|
| 74 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(中 部商業高等学 校)」 | 平成31年 4月1日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきビジネスサービスに委託し、県立中部商業高校で実施。本事業において配置する支援員により、(1)学校内において、校内各連絡会議等に学校職員の一員として参加し、学校と協働で居場所の企画・運営に当たっているほか、校内のケース会議や生徒支援委員会等に参加し、居場所で支援する生徒についての情報提供や支援計画の立案を行っている。さらに、学校の職員研修や学校行事、その他学校の取組等を支援する等、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)生徒支援においても、個々の生徒が抱える問題の程度に応じ、より深刻な悩みを抱える生徒に対しては個別に寄り添いながら支援を行い、支援内容や経過を学校と共有しながら解決に向けた方策を継続的に検討する等、生徒が悩みを相談しやすい体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実を図る計画を持つ学校側としても適切ではない。よって、本事業は当該高校の支援体制、職員組織体制、生徒支援における課題、校内規定、単位認定制度等を踏まえ協働支援を実施している前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|---|------------|
| 75 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(美 里高等学校)」 | 平成31年 4月1日 | 10,326,960 | 株式会社りゅうせきビジ ネスサービス | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 りゅうせきビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきビジネスサービスに委託し、県立美里高校で実施。本事業において配置する支援員により、(1)学校内において、校内各連絡会議等に学校職員の一員として参加し、学校と協働で居場所の企画・運営に当たっているほか、校内のケース会議や生徒支援委員会等に参加し、居場所で支援する生徒についての情報提供や支援計画の立案を行っている。さらに、学校の職員研修や学校行事、その他学校の取組等を支援する等、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)生徒支援においても、個々の生徒が抱える問題の程度に応じ、より深刻な悩みを抱える生徒に対しては個別に寄り添いながら支援を行い、支援内容や経過を学校と共有しながら解決に向けた方策を継続的に検討する等、生徒が悩みを相談しやすい体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実を図る計画を持つ学校側としても適切ではない。よって、本事業は当該高校の支援体制、職員組織体制、生徒支援における課題、校内規定、単位認定制度等を踏まえ協働支援を実施している前年度と同一の社を契約の相手方とした。</p> | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--------------------------------------|----------------|------------|---------------------------|---------------------------------|-------------------|--|------------|
| 76 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子どもの 貧困緊急対策 事業分析・評 価・普及事業 | 平成31年 4月26日 | 9,339,719 | 公立大学法人大阪 | 大阪府大阪市阿倍野区 旭町一丁目2番7-601 号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、県と市町村の子供の貧困対策事業(支援員配置・居場所の運営支援)の成果について、アンケート調査の実施・分析・評価・普及を行う事業である。</p> <p>公立大学法人大阪府立大学は、平成28年度に内閣府が行った本アンケート調査の調査票を作成しており、本事業の趣旨・目的や事業評価に必要な点等を把握している唯一の法人である。</p> <p>沖縄子供貧困緊急対策事業のモデル期間終了後となる平成31年度以降の事業については、これまでの調査を踏まえ、より効果的に事業を実施するための調査を速やかに行う必要がある。</p> <p>また、同法人は平成28年度に実施された「大阪府子どもの生活に関する実態調査」事業を始め、複数の自治体から同様の調査事業を受託しており、子どもの貧困問題に精通している法人であることから事業の効果的な実施が見込まれるため、契約の相手方とした。</p> | 特命随意 契約 |
| 77 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県拠点型 子供の居場所 運営事業 | 平成31年 4月1日 | 37,321,021 | 特定非営利活動法人 侍 学園スクオーラ・今人 | 長野県上田市本郷1524- 1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は対応が難しい困難を抱えた子供とその保護者の個々の状況に応じた支援内容等に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p> | |
| 78 | 子ども未来 政策課 | 子どもの居場 所学生ボラン ティアコーデ ィネット事業 | 平成31年 4月1日 | 27,669,131 | 一般社団法人大学コン ソーシアム沖縄 | 沖縄県中頭郡西原町千 原1番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>業務内容が県全体を統率する役割および全県のネットワークを有することが不可欠のものであり、市町村またはNPO等が設置する「子供の居場所」への支援が含まれることから、公平・中立的立場で業務を執行することが求められ、その委託先として適切であることから選定した。</p> | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|--|-----------------------------|-------------------|--|------------|
| 79 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子ども の居場所ネット ワーク事業 | 平成31年 4月1日 | 11,701,800 | 社会福祉法人沖縄県社 会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺 町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業の業務内容は、各市町村で行われている子供の居場所や子ども食堂がつながり、支え合う全県的なネットワークを構築することにより、居場所同士の情報交換や支援者からの支援受入などの中間支援を行うことで、居場所等の活動を支え、貧困状況にある子供を含め誰もが安心して暮らせる地域作りに資することを目的としている。沖縄県社会福祉協議会は各市町村社会福祉協議会とのネットワークを有しており、統括的な立場で情報や支援のノウハウについて共有でき、広域的な受入支援の窓口となることが可能となるなど、それぞれの居場所間のネットワークを強化することができるため、広域的な中間支援を的確かつ効果的にできる唯一の機関である。 | 特命随意 契約 |
| 80 | 子ども未来 政策課 | 支援員及び子 供の居場所の 活動支援事業 | 平成31年 4月1日 | 30,674,624 | 特定非営利活動法人サ ポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目 7番40号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価点数の基準点を満たし、また、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 81 | 子育て支 援課 | 沖縄県保育対 策総合支援事 業委託業務 | 平成31年 4月1日 | 92,443,000 | 沖縄県保育対策総合支 援事業共同体 ①NPO法人沖縄県学童・ 保育支援センター ②(株)琉球新報開発 | ①浦添市仲間1-1-5 ②那覇市港町2-16-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、保育士の就労斡旋等の業務内容や実施体制で評価が高く、総合得点が最も高かったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 82 | 子育て支 援課 | 沖縄県放課後 児童クラブ公的 施設活用促進 等環境整備支 援事業業務委 託 | 平成31年 4月1日 | 16,027,000 | NPO法人沖縄県学童・保 育支援センター | 浦添市仲間1-1-5 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|--------------------------------------|---------------|-----------|---|---|-------------------|--|--------|
| 83 | 子育て支援課 | 沖縄県福祉人材研修センター 認可外保育施設 研修事業業務委託 | 令和元年 5月8日 | 2,000,000 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺 町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 社会福祉法第93条の規定に基づき、沖縄県福祉人材センターとして沖縄県知事の指定を受けており、平成23年度から認可外保育施設職員に対する研修を受託しているため。 | 特命随意契約 |
| 84 | 子育て支援課 | 令和元年度子育て支援員研修事業業務委託 | 令和元年 6月14日 | 4,082,120 | 株式会社テノ. サポート | 福岡県福岡市博多区上 呉服町10-10 呉服町ビジネスセンター 5F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は研修内容、研修方法ともに優れており、適切に業務を遂行できると判断し、契約の相手方として選定した。 | |
| 85 | 子育て支援課 | 令和元年度子育て支援パスポート事業管理運営業務委託 | 令和元年 6月26日 | 2,958,390 | 令和元年度 沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営受託コンソーシアム ①株式会社フラッシュエッジ ②光文堂コミュニケーションズ株式会社 | 沖縄県那覇市曙2-23-9 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ高評価であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 86 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 平成31年 4月1日 | 4,251,000 | 特定非営利活動法人名護市障がい者関係団体協議会 | 沖縄県名護市字為又 1220-112 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、北部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。 アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、北部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。 今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-----------------------|-----------|-----------|-----------------------------|-----------------------|------------------|---|-----|
| 87 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 4,251,000 | 一般社団法人SKTネット | 沖縄県沖縄市城前14番24-1号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>当該事業は、中部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、中部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |
| 88 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 4,251,000 | 特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク | 沖縄県北中城村字渡口1001渡口38ハウス | 第167条の2第1項第2号 | <p>当該事業は、南部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、南部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------------|-----------|-----------|---------------------|----------------------------------|-------------------|---|-----|
| 89 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 4,251,000 | 特定非営利活動法人 マーズ | 沖縄県宮古島市平良字 狩俣1155番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、宮古圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、宮古圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |
| 90 | 障害福祉課 | 平成31年度沖縄県障害者ITサポートセンター運営事業委託契約 | 平成31年4月1日 | 6,200,000 | 特定非営利活動法人沖縄県脊髄損傷者協会 | 沖縄県浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、障害者等を対象に、IT活用の支援並びにテレワークの推進を行うものである。</p> <p>このため、半身不随のある障害者や移動困難な障害者等重度障害者を含め、障害の特性を理解し、障害者個人の特性等にも配慮できるコミュニケーション能力、支援技術、専門的知見を有する必要がある。</p> <p>県内には、複数の就労継続支援事業所において、パソコン等を使いホームページ作成請負等を行っているが、必ずしも重度障害者等の特性等に応じた支援機器の提案等を十分にできる知見、体制は確保できておらず、他に履行できる者が存在しない。</p> <p>今回、委託先とした法人は、当事者団体であり、ITを活用した在宅就労の推進並びに促進に力を入れており、県内全域で事業を実施できる唯一の法人であることから選定した。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|---------------------------|-------------------|---|--------|
| 91 | 障害福祉課 | 平成31年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託契約 | 平成31年4月1日 | 8,262,000 | 社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会 | 沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座1638-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、障害者総合支援法に定める地域支援事業の身体障害者(視覚障害者及び聴覚障害者を除く)に係る機能訓練指導者の育成、社会参加支援を実施するものである。</p> <p>今回、委託先とした法人は、市町村の身体障害者協会、並びに離島を含む身体障害者の関係団体等を会員として擁しており、県内全域で事業を実施することができる唯一の法人であることから選定した。</p> | |
| 92 | 障害福祉課 | 沖縄県自立支援協議会部会運営業務委託契約 | 平成31年4月1日 | 3,878,280 | 特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク | 沖縄県北中城村字渡口1001 渡口38ハウス | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、自立支援協議会の部会及びワーキンググループの運営を行うものであり、部会等には柔軟な活動が求められ、それには組織化された相談支援専門員の活動、積極的な知識の習得や技術向上のための研究等の取組を行う団体と協同する必要がある。</p> <p>今回、委託先とした法人は、障害者の地域生活の向上に寄与することを目的として設立された法人であり、県内の障害者相談支援に携わる者等に対して各種研修を行うとともに、福祉サービス事業所や市町村等に相談支援を行ってきた実績がある。</p> <p>以上のことから、その有する専門性及び相談支援に関するネットワークを活かして、部会を効果的に、柔軟に運営できる県内唯一の法人であることから選定した。</p> | |
| 93 | 障害福祉課 | 平成31年度全国障害者スポーツ大会九州大会派遣事業 | 平成31年4月1日 | 4,930,100 | 特定非営利活動法人おきなわ自立支援センター | 沖縄市安慶田1-1-3 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、知的障害のある選手を全国障害者スポーツ大会九州予選大会へと派遣することで、国民や県民の障害者に対する理解向上、社会参加の促進を図ることを目的としている。</p> <p>そのため、実施にあたっては、知的障害者の競技面・生活面での細かな補助・サポートをするために豊富な専門的知識、技能が必要となる。</p> <p>特定非営利活動法人おきなわ自立支援センターは、個人によりその特性が異なる知的障害者への個別の支援を行っており、細かな支援・サービスを提供している。県内で、このような支援可能にしているのは、当該法人だけであることから、相手方として選定した。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------------------------|-----------|------------|--------------------|-------------------|-------------------|--|--------|
| 94 | 障害福祉課 | 令和元年度沖縄県知的障害者スポーツ大会開催事業 | 令和元年6月18日 | 3,456,000 | 公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本大会の運営にあたっては、障害者スポーツに関する知識と知的障害者の特性に応じた細やかなサポートが必要である。当該法人は、同大会をこれまでも円滑に実施してきており、知的障害者スポーツに関する知識や特性に応じた細やかな支援を行ってきている。県内で、このような支援が可能なのは、沖縄県手をつなぐ育成会だけであることから、当該法人と相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 95 | 障害福祉課 | 平成31年度全国障害者スポーツ大会派遣事業及び県身体障害者スポーツ振興事業 | 平成31年4月1日 | 12,353,825 | 社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会 | 八重瀬町字仲座1038-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施にあたっては、身体障害者への競技や移動の支援における細やかなサポートが必要とされ、それを補うために専門的知識、技能が必要となる。社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会は、身体障害者の個々の特性に応じて、様々な支援を行っており、このような支援が可能な機関は沖縄県身体障害者福祉協会だけである。以上から、沖縄県身体障害者福祉協会と随意契約を行う。 | 特命随意契約 |
| 96 | 障害福祉課 | 平成31年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託 | 平成31年4月1日 | 23,589,830 | (一社)沖縄県聴覚障害者協会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本協会は、県内唯一の聴覚障害者情報提供施設である沖縄聴覚障害者情報センターを運営しており、聴覚障害者の支援について高いノウハウがあることや、県内の中途失聴・難聴者当事者団体、要約筆記活動団体とも円滑な連絡調整が可能であること等から、当該法人を選定した。 | 特命随意契約 |
| 97 | 障害福祉課 | 平成31年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託 | 平成31年4月1日 | 8,103,000 | (福)沖縄県視覚障害者福祉協会 | 那覇市松尾2-15-29 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業経営を行う第2種社会福祉事業者として県知事に届け出のある団体であり、点訳・朗読奉仕員及び生活訓練等指導者の派遣などにより、離島を含む県域一円及び同事業者が管理運営する沖縄点字図書館において、視覚障害者に対する社会参加・日常生活支援の提供が県内で唯一可能な法人である。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|---|--------|
| 98 | 障害福祉課 | 平成31年度就労移行等連携調整事業 | 平成31年4月1日 | 4,712,000 | 社会福祉法人新栄会 | 沖縄市山内1丁目11番15号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業の目的を達成するには、障害者の就労支援に係る専門的かつ幅広い知識及び経験を有し、かつ行政・教育・サービス事業者等、障害者就労に関する関係機関との連携に係る実績を有する事業者でなければならない。これを満たし、より大きな効果が見込まれる者は、中部圏域で障害者就業・生活支援センター業務を受託している同法人であることから契約の相手方として選定した。 | |
| 99 | 障害福祉課 | 令和元年度 沖縄県障害者虐待防止・権利擁護研修事業に係る委託業務 | 令和元年6月17日 | 3,000,000 | 公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該団体は、主に知的障害者(児)に関する社会参加や権利擁護を図る取組みを行っており、障害者への適切な支援方法を熟知している。また、当該団体の上部組織「全国手をつなぐ育成会連合会」は、国が主催する当該研修事業の受託先である(公社)日本発達障害連盟の構成員であり、事業実施に際し、講師選定等の様々な情報共有が図られ、円滑な実施が見込めるため当該団体への委託が適当である。 | |
| 100 | 障害福祉課 | 沖縄県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業委託 | 平成31年4月1日 | 1,146,000 | 医療法人タピック | 沖縄市比屋根2丁目15番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、高次脳機能障害者の支援拠点を委託により設置するものである。医療法人タピックは、沖縄リハビリテーションセンター病院の運営法人であり、高次脳機能障害に対し、主に理学療法・作業療法等の観点から専門的な支援を実施することが可能な医療機関であることから、当該法人の他に適切に事業を実施できる機関はないため、選定した。 | 特命随意契約 |
| 101 | 障害福祉課 | 沖縄県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業委託 | 平成31年4月1日 | 1,150,000 | 医療法人へいあん | 浦添市経塚346番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、高次脳機能障害者の支援拠点を委託により設置するものである。医療法人へいあんは、平安病院の運営法人であり、高次脳機能障害に対し、主に精神医療等の観点から専門的な支援を実施することが可能な医療機関であることから、当該法人の他に適切に事業を実施できる機関はないため、選定した。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--|-----------|-----------|--------------------|-------------------|------------------|--|--------|
| 102 | 障害福祉課 | 平成31年度沖縄県地域における医療と福祉の連携体制整備事業 | 平成31年4月1日 | 5,763,766 | 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は、コーディネーターの人選、配置及びコーディネーター連絡会議の開催等を行うものであるところ、コーディネーターは、その求められる役割から、精神保健福祉に精通した者を人選する必要があることから、当該人材に関する情報を豊富に有し、且つその者との連絡・調整等を密に行える団体・組織へ本事業を委託することが、円滑な事業執行に必要である。沖縄県精神保健福祉士協会は、精神障害者に対する相談援助などの社会福祉業務に携わる精神保健福祉士の職能団体であり、前述の委託先の要件を満たす唯一の団体であることから、当該法人を選定した。 | 特命随意契約 |
| 103 | 障害福祉課 | 平成31年度沖縄県精神障害者地域移行・地域定着支援事業(地域移行のための多職種合同研修) | 平成31年4月1日 | 4,752,558 | 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地2 | 第167条の2第1項第2号 | 本研修事業には、多機関・多職種からの参加促進や、研修講師の選定や打診、グループワークや座談会等で活用する事例の収集、効率的で内容の充実したグループワークにするためのファシリテーション等、様々な人脈及び遂行能力が必要となる。沖縄県精神保健福祉士協会は、医療機関、地域援助事業所、行政等の多機関に所属する各会員の持つ人脈や事例を活用し、本研修を最も効率的に遂行できる団体であることから、当該団体へ随意契約により事業を委託する。 | |
| 104 | 障害福祉課 | 令和元年度沖縄県精神障害者地域移行・地域定着支援事業(精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修) | 令和元年6月3日 | 1,410,634 | 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地3 | 第167条の2第1項第2号 | 本研修事業には、精神障害者への特性理解や支援方法についての十分な知識と理解が必要で、さらに障害分野と介護分野の施設及びサービス提供事業所の従事者を対象としていることより、障害分野、介護分野のサービス提供事業所の内情を理解している点や普段からの連携が求められている。沖縄県精神保健福祉士協会は、精神障害者への支援における知識は当然ながら、医療機関、地域援助事業所、行政等の多機関に所属する各会員の持つ人脈や事例を活用し、本研修を最も効率的に遂行できる団体であることから、当該団体へ随意契約により事業を委託する | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------|-----------|------------|-------------------|-----------------|-------------------|--|--------|
| 105 | 障害福祉課 | 沖縄県精神障害者入院患者に対する地域定着試行事業 | 平成31年4月1日 | 3,237,000 | 公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会 | 島尻郡南風原町字宮平206-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業を実施するにあたっては、利用対象者の掘り起こしや、事業に協力する熱意ある事業所への働きかけ等、医療機関及び県内事業所等との連絡・調整を密にする必要があり、精神障害福祉に精通した団体に委託する必要がある。 沖縄県精神保健福祉会は、精神障害者の地域社会における自立と参加の促進を図りもって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とした公益法人であり、前身である琉球精神障害者援護協会から数えて約半世紀の間、県内の精神障害者の支援に携わり精神障害福祉に精通している団体であり、上記の要件を満たす唯一の団体である。 | 特命随意契約 |
| 106 | 障害福祉課 | 発達障害者支援センター運営事業 | 平成31年4月1日 | 43,300,000 | (福)沖縄肢体不自由児協会 | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」により、発達障害児(者)の支援拠点として、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携、発達障害児(者)の普及啓発等の実施、社会福祉士等の専門職の配置や相談室等の設備を完備すること、緊急保護する体制の確保等が求められている。これを満たす者は社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会が唯一の法人であるため選定した。 | 特命随意契約 |
| 107 | 障害福祉課 | 市町村発達障害者支援サポート事業 | 平成31年4月1日 | 9,316,000 | (福)沖縄肢体不自由児協会 | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、マネジャーが市町村に相談、助言を行う際には、発達障害者支援センターの相談支援活動と密接な連携を図り、県事業として一貫した支援を行う必要があることから、発達障害者支援センターの受託者である同法人を選定した。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|----------------------|-----------|-----------|---------------------------------|---------------|------------------|---|--------|
| 108 | 障害福祉課 | 発達障害地域支援マネジメント強化事業 | 平成31年4月1日 | 9,610,000 | 特定非営利活動法人わくわくの会 | 西原町字小橋川91-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は、発達障害児(者)の支援の相当の経験及び知識を有している社会福祉士等を発達障害者地域支援マネージャーとして配置し、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施出来るように助言等を行う事業となっている。 委託先である「特定非営利活動法人わくわくの会」は、高い専門性を持った専門職を配置しており、発達障害を含む療育指導及び支援の長年の実績や多くの困難事例の対応実績がある。同法人の他に適切に事業を実施可能な法人はないため、選定した。 | 特命随意契約 |
| 109 | 障害福祉課 | かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 平成31年4月1日 | 1,774,000 | 特定非営利活動法人わくわくの会 | 西原町字小橋川91-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は、発達障害に関する知識は当然のことながら、関係機関の役割を認識した上で連携することが必要となる。委託先の「特定非営利活動法人わくわくの会」は、複数の障害福祉サービスを実施し、その実績も長く、地域の中核支援者として認められている点や困難事例の対応を通じた関係機関との連携の実績等より、同法人を選定している。 | 特命随意契約 |
| 110 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 4,144,500 | (福)五和会 | 名護市字宇茂佐1765番地 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人五和会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 111 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 4,800,124 | (福)沖縄肢体不自由児協会 (沖縄中部療育医療センター) | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「沖縄中部療育医療センター」以外にないため。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------|-----------|-----------|---------------------------------|-------------------|-------------------|---|--------|
| 112 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 3,775,186 | (福)ハイジ福祉会 | 浦添市牧港2-23-5 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人ハイジ福祉会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 113 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 3,458,112 | (福)沖縄肢体不自由児協会 (沖縄南部療育医療センター) | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「沖縄南部療育医療センター」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 114 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 4,689,220 | 特定非営利活動法人わくわくの会 | 西原町字小橋川91-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「特定非営利活動法人わくわくの会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 115 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 2,230,510 | (福)ムサアザ福祉会 | 宮古島市平良字西仲宗根1327-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人ムサアザ福祉会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 116 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 1,859,316 | (一社)ウェルクリエイト | 宮古島市平良字下里1545-10 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「一般社団法人ウェルクリエイト」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 117 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 3,109,344 | (株)ビザライ | 宮古島市平良字東仲宗根475-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「株式会社ビザライ」以外にないため。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|-----------------------------|-----------|------------|----------------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 118 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 平成31年4月1日 | 2,049,246 | (同)ファーストハンドコミュニケーション | 石垣市登野城1015-2 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「合同会社ファーストハンドコミュニケーション」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 119 | 消費・くらし安全課 | 平成31年(2019年)度消費者教育コーディネート事業 | 平成31年4月5日 | 6,332,056 | 株式会社琉球新報開発 | 那覇市港町2丁目16番1号 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。選定委員会において審査したところ、契約に必要な条件を満たしていると評価し、契約の相手方として選定した。 | |
| 120 | 消費・くらし安全課 | 犯罪被害者等支援相談員等養成事業 | 平成31年4月1日 | 4,700,000 | 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター | 那覇市旭町116番地37 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターは、「犯罪被害者等早期援助団体」として沖縄県公安委員会から県内で唯一指定を受け、犯罪被害直後から中・長期にわたり犯罪被害者等に対する支援を実施している。同センターは、日頃より支援ボランティアの養成・資質向上に取り組むなど、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るための組織的支援体制を確保しているが、そのような団体は同センター以外にない。 | 特命随意契約 |
| 121 | 消費・くらし安全課 | 平成31年度消費生活相談等業務委託 | 平成31年4月1日 | 28,404,192 | 特定非営利活動法人消費者センター沖縄 | 那覇市首里石嶺町4丁目144番地8 | 第167条の2第1項第2号 | 消費生活相談員は消費者安全法第10条の3第1項の規定により、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事が認める者でなくてはならず、そのような人材を有し、相談業務に従事させられる法人は県内に一法人のみであるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 122 | 消費・くらし安全課 | 平成31年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務 | 令和元年5月22日 | 1,210,000 | 特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく | 那覇市壺屋1-7-5民衆ビル4階 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1団体から応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、左記の者の提案は本事業目的の理解度及び研修カリキュラム等の構成において優れており、評価が高かったため、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|-----------------------------------|----------------|------------|---|--|-------------------|--|--------|
| 123 | 女性力・平和推進課 | 沖縄県男女共同参画センター事業 | 平成31年 4月1日 | 24,231,000 | 公益財団法人おきなわ女性財団 理事長 新城 洋子 | 沖縄県那覇市西3丁目11番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 業務内容が、県全域の女性問題等に関する相談支援及び男女共同参画型社会づくりに関する意識啓発となることから、委託先においては適切な相談員の選定や、関係機関との連携について、確実かつ効果的に業務実施できるだけの体制をもつ者を選定する必要がある。また、業務内容が特に専門性が高く、ノウハウを有する者を選定する必要がある。 | 特命随意契約 |
| 124 | 女性力・平和推進課 | 沖縄県男女共同参画センター移動観覧席修繕契約書(制御機器一式) | 平成31年 4月26日 | 3,672,000 | コクヨエンジニアリング & テクノロジー株式会社 西日本統括部長 岡本 雅史 | 大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC12F | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、製造会社によりプログラミングされた精密機器のプログラミング更新を含む修繕であり、既存のシステム・設備を円滑に運用するためのものである。修繕には、同社の特殊な部品を使用するため、製品について熟知した同社指定の技術者でしか取り扱うことができないこと、修繕後の障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあることから当該製造会社との随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 125 | 女性力・平和推進課 | 沖縄県男女共同参画センター移動観覧席修繕契約書(8段目支柱ポスト) | 平成31年 4月24日 | 862,920 | コクヨエンジニアリング & テクノロジー株式会社 西日本統括部長 岡本 雅史 | 大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC12F | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、製造会社によりプログラミングされた精密機器のプログラミング更新を含む修繕であり、既存のシステム・設備を円滑に運用するためのものである。修繕には、同社の特殊な部品を使用するため、製品について熟知した同社指定の技術者でしか取り扱うことができないこと、修繕後の障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあることから当該製造会社との随意契約とした。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|--------------------------------------|---------------|------------|-------------------|------------------------|-------------------|--|------------|
| 126 | 女性力・平和推進課 | 性暴力被害者 ワンストップ支 援センター相談 支援業務 | 平成31年 4月1日 | 45,078,042 | 公益社団法人沖縄県看 護協会 | 南風原町字新川272番 地17 | 第167条の2 第1項第2号 | (1) 医療機関等との連携のノウハウと実績を有し、効率的に業務を実施できる。(2) 看護師を中心としたネットワークを有し、相談支援員等に適切な人材を確保できる。(3) 独自に研修センターを有し、効率的、効果的な研修の実施により人材の育成が図れる。(4) 性暴力被害者ワンストップ支援センター運営検証委員会の構成機関であり、センター運営上の課題について具体的、迅速な検討が可能である。(5) 平成26年度から30年度の5年間、本委託契約を締結しており、これまでの経験等から効率的な業務が実施できる。(6) 被害者の安全の確保やプライバシー保護について公平・中立な対応ができる。 等の理由により、相談支援業務を的確かつ効果的に実施できる唯一の機関である。 | 特命随意 契約 |
| 127 | 女性力・平和推進課 | DV防止対策事 業 | 平成31年 4月1日 | 8,274,000 | 更生保護法人がじゅまる 沖縄 | 那覇市首里平良町1-29 -4 | 第167条の2 第1項第2号 | (1) 保護観察所などの更生保護機関等との連携のノウハウと実績を有し、効率的に業務を実施できる。(2) 犯罪や非行を犯した者の自立更生に必要な保護を行うことにより、その者の更生を図ることを目的とした施設であり、当該DV防止対策事業とは「更生」という同じ目的を持っていることから、同法人がこれまで蓄積してきたノウハウを授受できる。(3) 加害者のプライバシー保護について公平・中立な対応ができる。 (4) DV加害者防止に関する取組を行っている団体は、全国でも少なく、県内では同法人のみであり、DV防止対策事業に携わることができる人材を有するとともに、当該事業を行う上での体制が整備されている。等の理由により、DV加害者更生相談窓口の設置及びDV防止教育を的確かつ効果的に実施できる唯一の機関である。 | 特命随意 契約 |
| 128 | 女性力・平和推進課 | 対馬丸平和学 習交流事業委 託業務 | 令和元年 5月20日 | 4,378,000 | 株式会社国際旅行社 | 沖縄県那覇市久茂地3丁 目4番地10号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和元年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|----------------|------------|-----------|----------------------|------------------|------------------|---|--------|
| 129 | 女性力・平和推進課 | 平成31年度平和の礎追加刻銘 | 平成31年4月26日 | 2,376,000 | 沖縄県石材事業協同組合 | 沖縄県那覇市字上間485番地の1 | 第167条の2第1項第6号 | 指名競争入札を行ったところ、1社応札により不調となった。辞退理由などを確認した結果、地方自治法第167条の2第1項第6号を活用し、応札した1社を選定し、見積徴収後、随意契約を行った。 | |
| 130 | 平和祈念資料館 | 情報システム機器賃貸借 | 平成31年4月1日 | 1,944,000 | (株)沖縄富士通システムエンジニアリング | 那覇市久茂地1-12-12 | 第167条の2第1項第2号 | 当館情報システムの端末機器はH25年度からH29年度まで賃借契約をしていたが、システムサーバがWindows 10に接続できないことがH29年度に検証され、新たなシステムを構築する必要がでてきたことから、その間の機器の使用を延長する。 | 特命随意契約 |